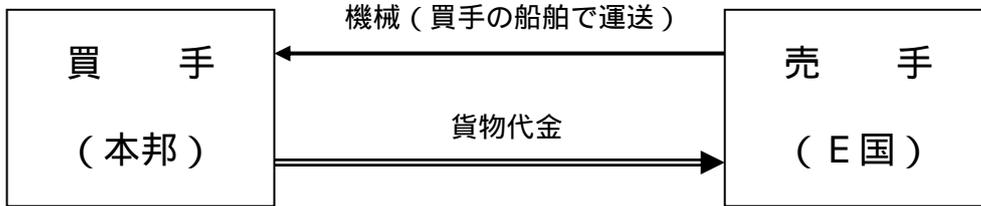


8. 自己の所有する船舶により輸入貨物を運送した場合の運賃



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から機械を購入（輸入）します。

当社は船会社であることから、当社が所有する船舶により輸入貨物を運送しますので、当社は他者に対して運賃の支払を行いません。

この場合の輸入貨物に係る運賃は、どのように計算すればよいのですか。

【回答要旨】

上記の取引における輸入貨物に係る運賃は、その船舶の減価償却費に、燃料費、乗組員費、保険料等の費用を加えた額により計算することとなります。

（理由）

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、輸入貨物が買手の所有する船舶により運送された場合は、運送に使用された船舶の減価償却費に、燃料費、乗組員費、保険料等の費用を加えたものをいいます。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法基本通達4-8(3)八

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）